

マイナンバーの記載が必要となる手続き

受給者証の申請・更新・変更
受給者証の再発行、住所等受給者証記載事項の変更

1人に1つ。
マイナンバー



申請者とお子様の2つのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバー制度開始により上記手続きにおいて必要となる書類

①マイナンバーを確認できるもの（番号確認）

- ・「個人番号カード」「通知カード」のうちどちらか1つ

②身元を確認できるもの（身元確認） ※受給者証に記載の保護者及び窓口に来られる方の身元確認書類



持参書類が1つだけでよい書類か、2種類持っていかなければいけない書類か確認してください。



1つだけで良い書類

- ・「個人番号カード」
- ・その他「運転免許証」「パスポート」など官公署から発行された写真付き書類

2つ必要な書類（以下の書類から2つ）

- ・「通所受給者証」
※児童発達支援、放課後等デイサービスなど子育て総合支援センターで発行された受給者証です
- ・「障がい福祉サービス受給者証」「地域生活支援事業受給者証」
※短期入所、移動支援、日中一時支援など障がい福祉課で発行された受給者証です
- ・その他「健康保険証」「生活保護受給証明証」など官公署から発行された写真なし書類



上記①と②の両方の確認が必要となるので、①のために必要な書類と②のために必要な書類の両方をお持ちください。当日持参されない場合は、後日郵送又は後日持参していただくことになります。必要書類が揃わない場合は手続きができません。

※これまでの申請時に必要な書類（印鑑など）に加えて上記の書類が必要となります。



代理人による申請の場合は、本人の委任状などが必要となる場合があります。別途【問合せ先】までご確認ください。



お子様分は、番号確認（①の確認）のみです。①で必要な書類のみご持参ください。

